

# 日本音響学会北陸支部規則（平 18.9.14 制定, 平 21.4.18 改正, 平 29.9.11 改正、令 4.4.16 改正、令 6.4.7 改正）

(名 称)

第 1 条 本支部は、一般社団法人日本音響学会北陸支部という。

(事務所)

第 2 条 本支部に事務所をおく。事務所の所在地は支部細則で定める。

(地域・構成)

第 3 条 本支部の地域は、富山県、石川県、福井県とし(以下支部地域という)、支部地域に在住する本会会員をもって構成する。

ただし、支部地域外に在住する本会会員でも、その在住する地域に支部がない場合は、希望により本支部の会員とすることができる。

(支部役員、支部評議員の構成)

第 4 条 本支部には、次の役員及び評議員をおく。

- (1) 支部長 1名
- (2) 副支部長 1名
- (3) 支部庶務幹事 2名
- (4) 支部会計幹事 2名
- (5) 支部企画幹事 2名
- (6) 支部評議員 9名以内
- (7) 支部監事 2名

支部長は必要に応じて支部顧問（若干名）をおくことができる。

支部長は必要に応じて支部企画幹事を若干名増やすことができる。

(支部役員、支部評議員の任期)

第 5 条 支部長および副支部長の任期は 2 年とし、再任を妨げない。

- 2 支部幹事(庶務、会計、企画)、支部評議員及び支部監事の任期は 2 年とし、再任を妨げない。
- 3 支部幹事（庶務、会計、企画）は 1 年ごと、支部監事は 2 年ごとに半数を改選するものとする。
- 4 補欠による支部役員及び支部評議員の任期は前任者の残任期間とし、再任を妨げない。
- 5 支部顧問の任期は 1 年とし、再任を妨げない。
- 6 支部長によって増員された支部企画幹事の任期は 1 年とするが、再任を妨げない。

(支部役員、支部評議員の選出)

第 6 条 支部長、副支部長、支部幹事（庶務、会計、企画）及び支部評議員は、支部正会員、支部に所属する終身会員及び名誉会員の中から互選によって選出する。

- 2 支部監事は、支部役員会で選出し、支部総会の承認を受けるものとする。

(支部総会)

第 7 条 支部総会は毎年 1 回、支部長が招集する。

- 2 支部長は、必要に応じ、臨時支部総会を招集することができる。
- 3 支部評議員の過半数が必要と認めた場合は、臨時支部総会を招集することができる。

(支部の事業等)

第 8 条 次の事項は支部総会の承認を受けるものとする。

- (1) 支部の事業計画及び収支予算
- (2) 支部の事業報告及び収支決算
- (3) その他支部運営に関する重要な事項

(支部役員会)

第 9 条 支部役員会は支部役員と支部評議員で構成し、支部長が招集する。

- 2 前任の支部役員並びに支部評議員は、支部長の要請により、支部役員会に出席して意見を述べることができる。

(その他)

第 10 条 この規則に定めていない事項は、本会定款並びに支部通則に準拠するものとする。

付則

- 1 この規則は平成 18 年 9 月 14 日から施行する。
- 2 この規則の改正は、平成 21 年 4 月 18 日から施行し、平成 21 年度から適用する。
- 3 この規則の改正は、平成 29 年 9 月 11 日から施行し、平成 29 年度から適用する。
- 4 この規則の改正は、令和 4 年 4 月 16 日から施行し、令和 4 年度から適用する。
- 5 この規則の改正は、令和 6 年 4 月 7 日から施行し、令和 6 年度から適用する。

支部細則

1. 支部事務所を次の北陸先端科学技術大学院大学におく。  
〒923-1211 石川県能美市旭台 1 丁目 1 北陸先端科学技術大学院大学
2. 支部ウェブページおよびメーリングリストを音響学会サーバ内に設置する。